

## 介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

(認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護)【令和6年(2024年)4月1日改定分】

### 1 加算・減算

【新設】…算定要件を満たす場合は、届出してください。

【要件変更】…算定要件が変更されていますので、すでに算定している場合も、改めて届出してください。

項目	添付書類
高齢者虐待防止措置実施の有無 (認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護) <b>【新設】</b>	*令和6年4月中の適用はありませんが、 <b>基準を満たさない事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間は減算となりますので、4月1日から満たせるように整備してください。</b>  (虐待の防止)【準用】*国の基準(参考) 第三条の三十八の二 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。 二 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 三 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
業務継続計画策定の有無 (認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護) <b>【新設】</b>	*令和6年4月中の適用はありませんが、 <b>基準を満たさない事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間は減算となります。なお、経過措置として、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定している場合には、当該減算は適用されませんが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成してください。</b>
入浴介助加算 (認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護) <b>【要件変更】</b>	<input type="checkbox"/> 入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修を実施または、実施することが分かる資料(研修計画表など) <input type="checkbox"/> 平面図・浴室の写真(新たに算定する場合のみ必要、算定区分を変更する場合は不要)  (令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)より抜粋) 問 60 入浴介助に関する研修とは具体的にはどのような内容が想定されるのか。 (答) ・具体的には、脱衣、洗髪、洗体、移乗、着衣など入浴に係る一連の動作において介助対象者に必要な入浴介助技術や転倒防止、入浴事故防止のためのリスク管理や安全管理等が挙げられるが、これらに限るものではない。
ADL維持等加算[申出]の有無 (認知症対応型通所介護) <b>【要件変更】</b>	なし *「LIFEへの登録」を「あり」として届出してください。
科学的介護推進体制加算 (認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護) <b>【要件変更】</b>	なし *「LIFEへの登録」を「あり」として届出してください。 *改定された「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」をご確認ください。

### 2 算定要件

基準	解釈通知
指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日老計発第0331005号老振発第0331005号老老発第0331018号)
指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第128号)	

★改定がない加算等に変更がある場合は、従来通りの必要書類を添えて提出してください。